（海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発）

第二十七条　国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

（技術開発、調査研究等の推進等）

第二十八条　国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（財政上の措置）

第二十九条　政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2　政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

3　政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

（海岸漂着物対策推進会議）

第三十条　政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2　海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

3　海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

（法制の整備）

第三十一条　政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

外務大臣　中曽根弘文
農林水産大臣　石破　茂
国土交通大臣　金子　一義
環境大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　麻生　太郎

政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十一号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「国際貿易課　経済連携課　経済安全保障課　経済統合体課」を「国際経済課　国際貿易課　経済連携課　経済安全保障課」に改める。

第六十四条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二章第三節第八款中第六十八条を削り、第六十七条を第六十八条とし、第六十六条を第六十七条とし、第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に次の一条を加える。

（国際経済課の所掌事務）

第六十五条　国際経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際経済事情に関する調査を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に係る外交政策に関すること。

三　地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

四　地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

五　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に関するものに限る。）。

六　地域的な経済統合体及び経済協力開発機構に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

第六十九条中「総合計画課　多国間協力課　専門機関課　地球環境課　国別開発協力第一課　国別開発協力第二課　無償資金協力課　有償資金協力課」を「開発協力総括課　地球規模課題総括課　地球環境課　気候変動課　緊急・人道支援課　国別開発協力第一課　国別開発協力第二課　国別開発協力第三課」に改める。

第七十条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　民間等の経済協力に係る活動との連携に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

第七十一条の見出し中「総合計画課」を「開発協力総括課」に改め、同条中「総合計画課」を「開発協力総括課」に改め、同条第一号中「（無償資金・技術協力課及び有償資金協力課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四号を次のように改める。

四　政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

第七十一条第五号を同条第十一号とし、同条第四号の次に次の六号を加える。

五　政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

六　無償の経済協力に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

七　外務省の所掌に係る技術協力に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

八　外務省の所掌に係る有償の経済協力に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

九　無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

十　本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

第七十一条に次の一号を加える。

十二　独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。